

市町村総合交付金(地域商業機能強化支援事業)

事業評価個票 (事業実施:平成30年度)					部局名	商工労働部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し災害に強い県土基盤の形成						
	施策	施策3 地域の特性を活かし豊かさを実感できる圏域の形成						
	目的	都市と中山間地域がそれぞれの特性を踏まえ暮らしの質の向上に必要な機能やサービスを確保し高めるとともに、圏域間の連携により本県の活力の向上に結びつけていく。						
	目標指標(R2)	住民主体による地域づくりに係る活動拠点数	200拠点					
	策定時の実績	40拠点(H28年度)	現状	-	主要事業	持続可能な地域づくりの促進		
事業名	市町村総合交付金(地域商業機能強化支援事業)		担当課・担当	商業・県産品振興課 商業・サービス振興担当				
事業開始年度	28年度		事業終了(予定)年度					
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	「品物を選んで買いたい」という住民ニーズを起点に、地域の実情に応じ、地域の商店の強みである小回りの良さ、住民との顔の見える関係を活かし、大規模小売店舗ではできない住民ニーズに即したサービス等の取組みに対して支援を行い、地域商業機能の強化を図る。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	①市町村が地域商業の機能強化として、商店街振興組合、事業協同組合、複数の商業者からなる規約を備えた任意組織等が新規又は規模を拡大して行う事業に対して、最長3年間で自立を目指すことを目的とする事業。 県1/2・市町村1/2、上限 新規500千円・継続250千円、支援期間 最長3年							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由:市町村と連携した支援							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	地域商業機能強化支援事業補助	500						
	市町村総合交付金 (地域商業機能強化支援事業)		1,000					
	計	500	1,000	0	0	0		
	財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金						
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	500	1,000					
	計	500	1,000	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	地域商業機能強化支援事業採択件数	活動実績	件	2	3			
		当初見込み	件	4	3	3	3	
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	小売業の1店舗当たりの年間商品販売額	成果実績	万円					
		目標値	万円	-	-	9,900	-	-
		達成度	%					
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

少子高齢化を伴う人口減少が加速化する中、県内市町村(特に小規模町村)において、買物弱者対策が課題となっているとともに、地域の事業者の事業継続が課題となっている。市町村と連携し買物弱者を対象とした新たなサービスに取り組む事業者への支援を行うことで、商業を活性化し、商店街等が自立・持続化することを目指し、目標を設定。

なお、目標設定にあたっては、産業振興ビジョンで定める「地域づくりと連携した活力ある商業・まちづくりの推進」の指標を準用し、設定した。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	・高齢化や単身世帯の増加、地元小売店の廃業、商店街の衰退等により、買物困難者の増加は、社会的な課題となっている。 ・当事業は、地域商業の振興と買物困難者対策支援としての役割を果たす事業を支援するものであり、優先して取り組むべき事業である。 ・当事業の実施により、買物困難者の買物の機会が増えるとともに、地域商業機能の強化にも繋がっており、期待する成果が得られた。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	・当初見込みのとおり、3件の実績があった。 ・事業の採択にあたっては、次の基準により審査を行い、適正に決定している。 ①事業の実現性(実施体制、財務状況、採算性) ②事業の必要性(地域社会での必要性) ③事業の効果性(地域商業の振興・活性化) ・新規の事業者は初期経費が掛かるため、新規案件と継続案件の交付額に差を設け、事業者の実情に応じた適切な支援を実施している。 ・効果的な事業実施のため、事業者に対し、中小企業診断士による経営診断を実施し、必要なアドバイスを行った。 ・関係課によるワーキングチームを通じ、適切に役割分担を整理している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割 妥当性 性担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	県全体で、市町村及び事業者等と連携する事業のため、県が実施する必要がある。
今 改善の 点課題 等	課題の一つとして、移動販売等に取り組む事業者数の低迷がある。この課題の解決のため、市町村及び関係団体にアンケートを実施し結果を分析し、必要な対策を講じることとしている。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー: 該当しない